

富山大学 学報



(題字 大井信一 学長)

第307号

目 次

関係法令..... 2	諸 会 議.....22
学 内 規 則..... 2	学 事.....23
富山大学と民間等との共同研究取扱規則の一部改正... 2	平成元年度科学研究費補助金交付内定者.....23
富山大学と民間等との共同研究実施細則の全部改正... 3	国際交流事業基金による各種事業の採択について.....24
富山大学附属図書館文献複写規則の一部改正..... 9	国立大学・学部附属学校等教官海外教育事情視察の 派遣決定者.....26
富山大学受託研究員規則の一部改正..... 9	人 事 異 動.....26
富山大学学則の一部改正.....10	学 内 諸 報.....27
富山大学大学入試センター試験実施委員会規則.....13	永年勤続者の表彰.....27
富山大学工学部規則の一部改正.....13	海外渡航者.....28
富山大学教育学部附属学校規則の一部改正.....19	職 員 消 息.....28
富山大学学則の一部改正.....19	主 要 行 事.....29
富山大学理学部国際規制物資計量管理規則の全部改 正.....20	資 料.....32
富山大学工学部核燃料物質計量管理規則の一部改正...21	昭和63年度卒業生産業別就職状況.....32

 関 係 法 令

政 令

- 国立学校設置法施行令の一部を改正する
政令（136） 5・29

- 国立大学の学科及び課程並びに講座及び
学科目に関する省令の一部を改正する省
令（同25） 5・29

省 令

- 文部省設置法施行規則の一部を改正する
省令（文部22） 5・29
- 文部省定員規則の一部を改正する省令
（同23） 5・29
- 国立学校設置法施行規則等の一部を改正
する省令（同24） 5・29

- 国立大学共同利用機関組織運営規則等
の一部を改正する省令（同27） 5・29

規 則

- 人事院規則16-3（災害を受けた職員の
福祉施設）の一部を改正する人事院規則
（人事院16-3-10） 5・29

 学 内 規 則

富山大学と民間等との共同研究取扱規則の一部改正

富山大学と民間等との共同研究取扱規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成元年 5 月 10 日

富山大学長 大井 信一

**富山大学と民間等との共同研究取扱規則
の一部を改正する規則**

富山大学と民間等との共同研究取扱規則（昭和59年
10月26日制定）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「年額400,000円」を「年額412,000
円」に改める。

附 則

この規則は、平成元年 5 月 10 日から施行し、平成元
年 4 月 1 日から適用する。

▶ **富山大学と民間等との共同研究取扱規則の改正理
由**

「民間等共同研究員の研究料について（文部省学術
国際局長通知，平成元年 3 月 22 日文学助第 105 号）」に
基づき，研究料を改める。

富山大学と民間等との共同研究実施細則の全部改正

富山大学と民間等との共同研究実施細則の全部を改正する細則を次のとおり制定する。

平成元年5月10日

富山大学長 大井 信一

富山大学と民間等との共同研究実施細則

富山大学と民間等との共同研究実施細則（昭和59年10月26日制定）の全部を改正する。

（趣 旨）

第1条 この細則は、富山大学と民間等との共同研究取扱規則（以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、共同研究の申込み手続等に関して必要な事項を定めるものとする。

（共同研究申込書）

第2条 規則第4条の共同研究申込書は、別紙様式第1号によるものとする。

（受入れ枠配分等の申請）

第3条 部局長は、規則第5条第2項の規定により民間等共同研究員の受入れ枠及び共同研究経費の配分を申請する場合は、民間等との共同研究受入れ枠等申請書（文部省指定様式）及び民間等との共同研究申請書（文部省指定様式）を学長に提出するものとする。

（共同研究計画書の提出）

第4条 部局長は、前条の規定による共同研究経費配分に係る文部省の査定結果の通知があったときは、民間機関等の長と最終的に合意した民間等との共同研究計画書（文部省指定様式）を学長に提出するものとする。

（受入れ決定の通知）

第5条 規則第5条第3項の規定による契約担当官及び民間機関等の長に対する通知は、それぞれ別紙様式第2号及び別紙様式第3号によるものとする。

（学内公表の方法）

第6条 規則第5条第3項の規定による共同研究の受

入れ決定の学内への公表は、評議会に報告した後、富山大学学報により行うものとする。

（共同研究契約書）

第7条 規則第6条の共同研究契約書は、別紙様式第4号によるものとする。

（受入れの報告）

第8条 部局長は、規則第6条の規定により契約担当官から共同研究に関する契約締結の通知を受けたときは、民間等との共同研究受入れ報告書（文部省指定様式）を作成し、速やかに学長に提出するものとする。

（共同研究実施報告書）

第9条 規則第17条の学長に対する報告は、民間等との共同研究実施報告書（文部省指定様式）によるものとする。

附 則

この細則は、平成元年5月10日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

▶ 富山大学と民間等との共同研究実施細則の改正理由

- 1 「民間等共同研究員の研究料について（文部省学術国際局長通知、平成元年3月22日文学助第105号）」に基づき、研究料を改める。
- 2 「平成元年度における民間等との共同研究に係る民間等共同研究員の受入れ枠等の申請について（文部省学術国際局長通知、平成元年1月18日文学助第65号）」に定める様式によることとするに伴い、所要事項を改める。

別紙様式第1号

平成 年 月 日

(部 局 長) 殿

民間機関等の
住 所
名 称
代 表 者 氏 名

㊟

平成 年度民間等との共同研究申込書(新規・継続)

下記のとおり共同研究を申込みいたします。

記

1. 共同研究の概要等

研究 題 目					区分	
研究 の 概 要 等	1. 新規課題の場合は、当該研究に関して民間等と共同研究を行うことの意義・必要性、研究の内容、この研究に関する内・国外の研究状況等について記入する。 また、継続予定のものについては、全体計画について記入すること。 2. 継続課題の場合は、実施初年度からの研究進捗状況、今後の研究の概要等を記入する。					
富山大学の研究組織 (研究代表者※印 及び研究分担者)	氏 名	部 局 ・ 職	現 在 の 専 門	役 割 分 担		
民間機関 等の研究 組織	(共同研究契約を締結する相手機関について記入すること。)					
民間機関 等の研究 組織	氏 名	所 属 機 関 ・ 部 局 ・ 職	現 在 の 専 門	役 割 分 担		
研究を実施する施設	(研究を実施する富山大学内の施設について具体的に記入すること。なお、民間機関等の所有する特定の設備をその所在する施設において使用する場合は、その設備、施設名、所在地等も併せて記入すること。)					
研究開始予定時期						
事 務 連 絡 先	機 関 名	担 当 課 ・ 係 名	担 当 者 氏 名	電 話 (内 線)		

※ 当該請書の標題の(新規・継続)欄は、該当しないものを二本線(一)で消去する。

2. 共同研究に要する経費

(1) 共同研究に要する直接経費の総額及びその内訳

(単位：千円)

直 接 経 費				計
諸 謝 金	旅 費	研 究 費		

(2) 共同研究に要する直接経費の全体計画

(単位：千円)

年 度	年 度	年 度	計

別紙様式第 2 条

富大 第 号
平成 年 月 日

共同研究受入れ通知書

契約担当官 殿

部 局 長 ㊟

平成 年 月 日付けで、（民間機関等の長） から申込みのあった共同研究を受入れることに決定しましたので通知します。

なお、共同研究の内容は、別紙共同研究申請書（写）及び共同研究計画書（写）のとおりですので契約の締結方よろしくお願いします。

別紙様式第 3 号

富大 第 号
平成 年 月 日

（民間機関等の長） 殿

部 局 長 ㊟

共同研究の受入れについて（通知）

平成 年 月 日付けで申込みのありました下記研究題目に係る共同研究の受入れを決定しましたのでお知らせします。

ついては、本学契約担当官と当該共同研究にかかる契約を締結して下さい。

記

研究題目：

別紙様式第 4 号

民間等との共同研究契約書

富山大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の各条によって共同研究契約を締結するものとする。

（共同研究の題目等）

第 1 条 甲及び乙は、次の共同研究を実施するものとする。

- (1) 研究題目
- (2) 研究目的及び内容
- (3) 研究実施場所

（研究期間）

第 2 条 本共同研究の研究期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（共同研究に従事する者）

第 3 条 甲及び乙は、それぞれ別表第 1 に掲げる者を本共同研究に参加させるものとする。

- 2 甲は、乙が本共同研究に参加させる者を民間等共同研究員として受け入れるものとする。
- 3 乙は、乙が本共同研究に参加させる別表第1に掲げる民間等共同研究員に係る研究料412,000円を負担するものとする。

(共同研究に要する経費)

第4条 本共同研究に要する経費は別表第2に掲げる経費(以下「研究経費」という。)とする。

(研究料及び研究経費の納付)

第5条 乙は、第3条第3項に規定する研究料及び第4条の別表中乙に係る研究経費を研究開始日として第2条に規定する平成 年 月 日までに富山大学歳入徴収官の発する納入告知書により、それぞれ、納付しなければならない。

- 2 乙が所定の納付期限までに前項の研究料及び研究経費を納付しないときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に年8.25%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(研究経費により取得した設備等の帰属)

第6条 研究経費により取得した設備等の所有権は、甲に帰属するものとする。

(施設、設備の提供等)

第7条 甲は、別表第3に掲げる施設・設備を本共同研究の用に供するものとする。

- 2 甲は、本共同研究の用に供するため、乙から別表第3に掲げる乙の所有に係る設備を無償で受け入れ、共同で使用するものとする。この場合における設備の搬入及び据付けに要する費用は、乙が負担するものとする。
- 3 甲は、乙の所有する特定の設備を使用することが必要であり、当該設備を甲に搬入することが困難な場合には、当該設備が所在する施設において研究を行うことができるものとする。
- 4 前項に規定する設備の使用料は無償とし、その所在地、名称等は別表第4に掲げるものとする。

(研究の中止又は期間の延長)

第8条 天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議のうえ、本共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。

(研究の中止等に伴う研究経費等の取扱い)

第9条 前条の規定により、本共同研究を中止した場合において、第5条第1項の規定により納付された研究経費の額に不用が生じた場合は、甲は不用となった額の範囲内でその全部又は一部を乙に返還することができる。

- 2 甲は、本共同研究を完了し、又は中止したときは、第7条第2項の規定により乙から受け入れた設備を研究の完了又は中止の時点の状態乙に返還するものとする。ただし、設備の返還に要する費用は乙の負担とする。

(特許出願)

第10条 甲は、甲に属する教官が、本共同研究の結果独自に発明を行い、当該発明に係る特許を受ける権利を国が承継した場合において特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行ったことについて、あらかじめ乙の同意を得るものとする。

- 2 乙は、乙に属する民間等共同研究員が、本共同研究の結果独自に発明を行い、当該発明に係る特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行ったことについて、あらかじめ甲の同意を得るものとする。
- 3 甲及び乙は、甲に属する教官及び乙に属する民間等共同研究員が本共同研究の結果共同して発明を行い、当該発明に係る特許を受ける権利のうち、甲に属する教官の持分を国が承継した場合において、当該発明に係る特許出願を行おうとするときは、当該特許を受ける権利に係る甲及び乙の持分等を定めた共同出願契約を締結のうえ、共同して出願を行うものとする。ただし、乙から当該特許を受ける権利を承継した場合は、甲が単独で出願するものとする。

(優先的実施)

第11条 甲は、本共同研究の結果生じた発明であって甲に承継された特許を受ける権利又はこれに基づき

取得した特許権（本条第2項に規定するものを除く。以下「甲に承継された特許権等」という。）を乙又は乙の指定する者に限り、本共同研究完了の日から7年を超えない範囲内において優先的に実施させることができるものとする。

2 甲は、本共同研究の結果生じた発明であって甲及び乙の共有に係る特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「共有に係る特許権等」という。）を、乙の指定する者に限り、本共同研究完了の日から7年を超えない範囲内において優先的に実施させることができるものとする。

（第三者に対する実施の許諾）

第12条 甲は、乙又は乙の指定する者が、甲に承継された特許権等を、前条第1項に規定する優先的实施の期間（以下「優先実施期間」という。）中その第2年次以降において正当な理由なく実施しないときは、乙及び乙の指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に対し当該特許権等の実施を許諾することができるものとする。

2 前項の規定は、乙の指定する者が共有に係る特許権等を前条第2項に規定する優先実施期間中その第2年次以降において正当な理由なく実施しないときについて準用する。

3 甲は、前条第1項の規定により乙又は乙の指定する者に優先的实施を許諾した場合において当該実施を許諾したことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、優先的实施期間中においても第三者に対し当該特許権等の実施を許諾することができるものとする。

4 甲は、第三者共有に係る特許権等を実施できないことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、第三者に対し当該特許権等の実施を許諾することができるものとする。

5 甲は、第2項及び第4項の規定により第三者に対し共有に係る特許権等の実施を許諾しようとするときは、特許法第73条第3項の規定にかかわらず、単独で当該特許権等の実施を許諾することができるものとする。

（実施料）

第13条 甲に承継された特許権等を乙又は乙の指定する者が実施しようとするときは、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙の共有に係る特許権等を乙が実施しようとするときは、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。

3 甲及び乙の共有に係る特許権等を、乙の指定する者又は第三者に実施させた場合の実施料は、当該特許権等に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに帰属するものとする。

（特許料等）

第14条 乙は、共有に係る特許権等に関する出願書、特許料等（以下「出願費等」という。）一切の費用を負担するものとする。

2 乙は、前項に規定する出願費等を負担しないときは、当該特許権等に係る自己の持分を甲に譲渡する旨の「譲渡証書」を甲に提出するものとする。

（実用新案権等の取扱い）

第15条 実用新案権及び実用新案登録を受ける権利については、第10条から第14条に準じて取り扱うものとする。

（協議）

第16条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を記するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

甲 富山市五福3190番地
契約担当官
富山大学事務局長

乙

別表第1 (第3条関係)

別表第2 (第4条関係)

区 分	氏 名	所 属 部 局 ・ 職 名
甲	研究代表者には ※印を付すこと	
乙		

区 分	直 接 経 費	経 常 経 費 等	合 計
甲	円	円	円
乙		—	
合 計			

別表第3 (第7条関係)

別表第4 (第7条関係)

区分	施設の名称 及び 設置場所	設 備		
		名 称	型 式 ・ 仕 様	数 量
甲				
乙	—			

乙 の 所 有 す る 設 備			
所 在 地	名 称	型 式 ・ 仕 様	数 量

富山大学附属図書館文献複写規則の一部改正

富山大学附属図書館文献複写規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成元年 5月23日

富山大学長 大井 信一

富山大学附属図書館文献複写規則の一部を
改正する規則

富山大学附属図書館文献複写規則（昭和42年 8月17日
制定）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

文献複写料金表

種 別	単位	料 金		備 考	
		学内者	学外者		
印 画 引 伸	リーダープリンター	1 枚	40円	50円	
電子複写方式	B 4 以 下	1 枚	40円	50円	

附 則

この規則は、平成元年 5月23日から施行し、平成元
年 4月 1日から適用する。

▶ 富山大学附属図書館文献複写規則の改正理由

「国立大学附属図書館の文献複写料金について」
（平成元年 3月17日付け文学情第106号、文部事務次官
通知）に基づき、所要事項を改める。

富山大学受託研究員規則の一部改正

富山大学受託研究員規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成元年 5月25日

富山大学長 大井 信一

富山大学受託研究員規則の一部を改正する規則

富山大学受託研究員規則（昭和59年 2月17日制定）
の一部を次のように改正する。

第 2 条中「民間会社等の理工系の」を「民間会社等
の」に改める。

第 3 条中「民間会社等の長から」の次に「別紙様式
により」を加え、「受入れ研究科の委員会」を「受入

れ学部等の教授会等」に改める。

第 5 条 「当該研究科長」を「当該学部等の長」に
改める。

附 則

この規則は、平成元年 5月25日から施行し、平成元
年 4月 1日から適用する。

平成 年 月 日

富 山 大 学 長 殿

所 在 地

所属会社名
又は機関名

代表者氏名

印

受 託 研 究 員 申 込 書

下記の者を受託研究員として貴学に研究指導を委託したいので、受入れを許可下さるようお願いします。

記

受託研究員氏名 (生年月日)	
最終学歴及び卒業 年用	
現 住 所	
研究期間中の住所	
所属会社又は機関名 (所属部局職名)	
研 究 題 目	
指導教官, 官職氏名 及 所属部	
研 究 期 間	
備 考	

○添付書類 履歴書 1通

▶ 富山大学受託研究員規則の改正理由

「受託研究員制度実施要項」(昭和42年7月18日大臣裁定)及び「受託研究員の受入れ等について」(昭

和62年4月1日文学助第94号学術国際局長通知)の一部改正に伴い、所要事項を改める。

富山大学学則の一部改正

富山大学学則の一部を改正する学則を次のとおり制定する。

平成元年5月26日

富山大学長 大井 信一

富山大学学則の一部を改正する学則

富山大学学則(昭和59年3月12日制定)の一部を次

のように改正する。

第2条第1項中

「工 学 部 電気工学科, 工業化学科, 金属工学科, 機械工学科, 生産機械工学科, 化学工学科, 電子工学科」を

「工 学 部 工業化学科, 金属工学科, 機械工学科, 生産機械工学科, 化学工学科, 電子情報工学科」に改める。

附則第3項の表工学部の部を次のように改める。

工 学 部	工業化学科	5
	金属工学科	3
	機械工学科	6
	生産機械工学科	5
	化学工学科	6
	電子情報工学科	12
	計	37

別表第1工学部の項中「電気工学科」を「電子情報工学科」に改め, 「電子工学科」を削る。

別表第2工学部の部及び合計を次のように改める。

工学部	工業化学科	50	200
	金属工学科	43	172
	機械工学科	56	224
	生産機械工学科	45	180
	化学工学科	46	184
	電子情報工学科	132	528
	計	372	1,488
合 計		1,432	5,728

別表第4中「54,000円」を「55,600円」に, 「18,000円」を「18,500円」に, 「18,700円」を「18,900円」に, 「9,400円」を「9,500円」に改める。

附 則

- この学則は, 平成元年5月26日から施行し, 平成元年4月1日から適用する。
- 別表第2に定める総定員は, 同表の規定にかかわらず, 平成元年度から平成3年度までは, 次のとおりとする。

学 部	学 科 等	平成元年度	平成2年度	平成3年度
人文学部	人 文 学 科	380人	380人	380人
	語 学 文 学 科	380	380	380
	計	760	760	760
教育学部	小学校教員養成課程	480	440	400
	中学校教員養成課程	200	200	200
	養護学校教員養成課程	80	80	80
	幼稚園教員養成課程	120	120	120
	情報教育課程	80	120	160
	計	960	960	960
経済学部	経 済 学 科			
	昼間主コース	576	576	576
	夜間主コース	80	80	80
	経 営 学 科			
	昼間主コース	496	496	496
	夜間主コース	80	80	80
	計	1,720	1,720	1,720
理学部	数 学 科	172	172	172
	物 理 学 科	188	188	188
	化 学 科	172	172	172
	生 物 学 科	140	140	140

	地球科学科	128	128	128
	計	800	800	800
工学部	工業化学科	196	198	200
	金属工学科	172	172	172
	機械工学科	218	221	224
	生産機械工学科	176	178	180
	化学工学科	178	181	184
	電子情報工学科	132	264	396
	計	1,072	1,214	1,356
合 計	5,312	5,454	5,596	

3 平成元年3月31日における工学部電気工学科及び電子工学科については、平成元年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、その学生定員については、前項及び改正後の別表第2の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 科	平成元年度	平成2年度	平成3年度
電気工学科	162人	109人	56人
電子工学科	132	89	46

4 平成元年3月31日以後引き続き在学している研究生、聴講生及び特別聴講学生に係る授業料の額は、学則その他の規則に定められた在学期間（在学期間が延長された場合で、当該延長期間の始期が平成元年4月1日以後であるものを除く。）が満了するまでの間は、従前の額とする。

5 平成元年度において入学した研究生、聴講生及び特別聴講学生（平成元年3月31日以後引き続き在学している者であって、学則その他の規則に定められた在学期間が延長された場合における当該延長期間の始期が平成元年4月1日以後であるものを含む。）に係る授業料の額は、平成元年度に限り、前期（4月1日から9月30日までをいう。以下同じ。）又は後期（10月1日から翌年の3月31日までをいう。

以下同じ。）の別に従い、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 研究生に係る授業料の額は、前期にあっては月額18,700円とし、後期にあっては月額18,900円とする。
- (2) 聴講生及び特別聴講学生に係る授業料の額は、前期にあっては、それぞれ1単位に相当する授業について9,400円とし、後期にあっては、それぞれ1単位に相当する授業について9,500円とする。ただし、単位の修得に前期及び後期を通じての履修を必要とする授業科目に係る聴講生及び特別聴講学生の1単位に相当する授業についての授業料の額は、前期の1単位に相当する授業についての授業料の額の2分の1に相当する額と、後期の1単位に相当する授業についての授業料の額の2分の1に相当する額とを合わせた額とする。

▶ 富山大学学則の改正理由

- 1 国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令（平成元年3月31日文部省令第13号）の施行に従い、所要事項を改める。
- 2 平成元年4月1日付け文高学第124号・文部事務次官通達に基づき、研究生及び聴講生に係る入学金及び授業料を改訂するため、所要事項を改める。

富山大学大学入試センター試験実施委員会規則の制定

富山大学大学入試センター試験実施委員会規則を次のとおり制定する。

平成元年 5月26日

富山大学長 大井 信一

富山大学大学入試センター試験実施委員会規則

(設 置)

第1条 富山大学における大学入試センター試験（以下「試験」という。）を円滑に実施するため、富山大学大学入試センター試験実施委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目 的)

第2条 委員会は、試験実施に当たっての基本方針及び具体的実施計画に関することを審議する。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 各学部長及び教養部長
- (3) 各学部及び教養部から選出された教授 各1名
- (4) 保健管理センター所長
- (5) 情報処理センター長
- (6) 学生部長
- (7) 学生部次長

2 前項第3号の委員は、当該学部等の長の推薦に基づき、学長が命ずる。

3 第1項第3号の委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を行う。

(議 事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、入学主幹において処理する。

附 則

1 この規則は、平成元年 5月26日から施行する。

2 この規則施行の際、現に富山大学共通第1次学力試験実施委員会委員である者は、その任期が満了するまでこの規則により委員を委嘱されたものとみなす。

3 富山大学共通第1次学力試験実施委員会規則（昭和53年 9月 8日制定）は廃止する。

▶ 富山大学大学入試センター試験実施委員会規則の制定理由

平成2年度の大学入学者選抜から、従前の「共通第1次学力試験」に替えて「大学入試センター試験」が実施されることに伴い、所要事項を定める。

富山大学工学部規則の一部改正

富山大学工学部規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成元年 5月26日

富山大学長 大井 信一

富山大学工学部規則の一部を改正する規則

富山大学工学部規則（昭和25年12月15日制定）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

(卒業の認定)

第9条 卒業の認定を得るには、一般教育課程におけ

る所定の授業科目の単位を修得し、かつ、別表の定めるところにより、専門教育課程の授業科目84単位以上を修得しなければならない。

別表を次のように改める。(別添のとおり)

附 則

- この規則は、平成元年5月26日から施行し、平成元年4月1日から適用する。
- 昭和63年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別表

工業化学科

授 業 科 目	単 位 数		
	必修	選択	自由選択
燃 料 化 学 ^産		2	
有機工業化学第1		2	
有機工業化学第2		2	
品質管理		2	
有機合成化学第1		2	
有機合成化学第2		2	
高分子化学		4	
有機化学第1		4	
有機化学第2		2	
電気化学		4	
無機化学		4	
工業無機化学		2	
無機材料		2	
物理化学第1		2	
物理化学第2		2	
物理化学第3		2	
物理化学演習		1	
触媒化学		2	
界面・コロイド化学		2	
化学工学概論		2	
環境化学		4	
環境処理論		2	
環境総論		2	
分析化学		2	
分析化学演習		1	
機器分析化学		2	
安全工学概論		2	

工業化学設計製図		2	
有機工業化学実験	2		
有機合成化学実験	2		
無機工業化学実験	2		
工業物理化学実験	2		
分析化学実験	2		
工業化学特論			
工業化学輪読		2	
卒業論文	10		
○電気工学概論		3	
○機械工学概論		3	
○金属工学概論		2	
○応用数学		4	
○応用物理学		4	
○プログラミング及び演習		2	
○情報処理		2	
○工業英語		2	
職業指導			4

- 備考 1 工業化学特論の単位数は、必要に応じて定める。
- 2 卒業に必要な単位数
必修科目20単位、選択科目64単位以上、合計84単位以上
- 3 選択科目のうち○印の授業科目は、9単位まで卒業に必要な単位数のうちに加えることができる。
- 4 自由選択科目は、卒業に必要な単位数のうちに加えない。

金属工学科

授 業 科 目	単 位 数		
	必修	選択	自由選択
応用数学第1		4	
応用数学第2		2	
応用物理学		4	
材料力学		4	
金属組織学第1		2	
金属組織学第2		2	
金属材料学第1		2	
金属材料学第2		2	
金属材料学第3		3	

金属材料学第4		2	
金属物理学		2	
金属加工学第1		2	
金属加工学第2		2	
金属加工学第3		2	
金属加工学第4		2	
金属铸造学第1		3	
金属铸造学第2		1	
物理化学		2	
冶金物理化学第1		4	
冶金物理化学第2		2	
鉄冶金学第1		2	
鉄冶金学第2		2	
鉄冶金学第3		2	
非鉄冶金学第1		2	
非鉄冶金学第2		2	
非鉄冶金学第3		2	
非鉄冶金学第4		2	
電気冶金学		2	
金属工学概論		2	
機械工作法大意		2	
金属工学特論			
機械設計製図		2	
物理冶金学実験	1		
金属加工学実験	2		
鉄冶金学実験	1		
非鉄冶金学実験	1		
冶金分析実験		1	
材料試験実習		1	
機械実習		1	
卒業論文	10		
○無機化学		2	
○分析化学		2	
○電気工学概論		3	
○情報処理		2	
○プログラミング及び演習		2	
○機械工学概論		3	
○品質管理		2	
○工業英語		2	
○工業ドイツ語		2	
職業指導			4

- 2 卒業に必要な単位数
必修科目15単位, 選択科目69単位以上,
合計84単位以上
- 3 選択科目のうち○印の授業科目は, 9単位
まで卒業に必要な単位数のうちに加えること
ができる。
- 4 自由選択科目は, 卒業に必要な単位数のう
ちに加えない。

機 械 工 学 科

授 業 科 目	単 位 数		
	必 修	選 択	自 由 選 択
応用数学第1		4	
応用数学第2		2	
計 画 数 学		4	
工 業 力 学		4	
材 料 力 学 第 1		4	
材 料 力 学 第 2		4	
塑 性 力 学 ²⁾		4	
機 械 力 学 第 1		4	
機 械 力 学 第 2		2	
機 構 学		4	
水 力 学		4	
流 体 力 学		4	
流 体 機 械		4	
油 圧 機 械		2	
工 業 熱 力 学		4	
伝 熱 工 学 第 1		2	
伝 熱 工 学 第 2		2	
燃 焼 工 学		2	
蒸 気 動 力		2	
内 燃 機 関 工 学 第 1		4	
内 燃 機 関 工 学 第 2		2	
潤 滑 工 学 第 1		2	
潤 滑 工 学 第 2		2	
材 料 工 学		4	
機 械 工 作 法		4	
工 作 機 械		4	
計 測 工 学		2	
機 械 設 計 学		4	
機 械 工 学 特 論			
機 械 工 学 設 計 製 図 第 1	2		

備考 1 金属工学特論の単位数は, 必要に応じて定
める。

機械工学設計製図第2	3		
機械工学実験	4		
機械工学実習	2		
卒業論文	10		
○応用数学特論		2	
○応用物理学		4	
○プログラミング及び演習		2	
○電子工学		2	
○電気工学概論		3	
○安全工学概論		2	
○図学		2	
○工業英語		2	
○工業ドイツ語		2	
職業指導			4

- 備考 1 機械工学特論の単位数は、必要に応じて定める。
- 2 卒業に必要な単位数
必修科目21単位，選択科目63単位以上，
合計84単位以上
- 3 選択科目のうち○印の授業科目は、9単位まで卒業に必要な単位数のうちに加えることができる。
- 4 自由選択科目は、卒業に必要な単位数のうちに加えない。

生産機械工学科

授 業 科 目	単 位 数		
	必修	選択	自由選択
応用数学第1		4	
応用数学第2		2	
工業力学		4	
材料力学及び演習		5	
水力学		4	
工業熱力学		4	
機械設計学		4	
機械力学		4	
機械構造学		4	
切削加工学		4	
特殊加工学		2	
精密加工学		2	
工作機械		4	

塑性力学			4
塑性加工学			2
機械材料学			4
材料強度学			2
精密測定学			4
計測工学第1			2
計測工学第2			2
計測工学第3			2
制御理論及び演習			5
制御要素第1			2
制御要素第2			2
制御要素第3			2
潤滑工学			2
生産機械工学特論			
生産機械工学輪読			2
機械設計製図第1	1		
機械設計製図第2	1		
機械設計製図第3	2		
図学			2
生産機械工学実験			4
生産機械工学実習			2
卒業論文			10
○応用物理学			4
○内燃機関工学			4
○伝熱工学 ^Ⅱ			2
○電気工学概論			3
○電気工学			2
○安全工学			2
○非金属材料学			2
○プログラミング及び演習			2
○生産管理			2
○品質管理			2
○工業英語			2
○工業ドイツ語			2
○工業ロシア語			2
職業指導			4

- 備考 1 生産機械工学特論の単位数は、必要に応じて定める。
- 2 卒業に必要な単位数
必修科目22単位，選択科目62単位以上，
合計84単位以上
- 3 選択科目のうち○印の授業科目は、9単位まで卒業に必要な単位数のうちに加えること

ができる。

4 自由選択科目は、卒業に必要な単位数のうちに加えない。

化学工学科

授 業 科 目	単 位 数		
	必修	選択	自由選択
応用数学第1		4	
応用数学第2		2	
応用物理学		4	
情報処理		2	
プログラミング及び演習		2	
物理化学		4	
材料力学		4	
水力学		4	
化学工学熱力学	2		
輸送現象論第1	2		
輸送現象論第2	2		
輸送現象論第3		3	
拡散操作論	2		
粉体工学	2		
粉体物性		2	
機械的操作論第1	2		
機械的操作論第2		2	
反応工学第1	2		
反応工学第2	2		
化学工学計算第1		2	
化学工学計算第2		2	
装置材料学		2	
プロセス設計第1		2	
プロセス設計第2		2	
自動制御概論		2	
プロセス制御		1	
プラント設計		1	
無機工業科学		2	
有機工業化学		2	
高分子工業化学		2	
触媒化学		2	
環境処理論		2	
安全工学概論		2	
化学工学特論			
化学工学設計製図	2		

化学工学基礎実験	2		
化学機械工作実習	1		
化学工学実験第1	2		
化学工学実験第2	3		
化学工学輪読	2		
卒業論文	10		
○工業英語		2	
○電気工学概論		3	
○蒸気工学概論		2	
○燃料化学		2	
○品質管理		2	
○電子工学概論		2	
○金属工学概論		2	
職業指導			4

備考 1 化学工学特論の単位数は、必要に応じて定める。

2 卒業に必要な単位数

必修科目38単位、選択科目46単位以上、
合計84単位以上

3 選択科目のうち○印の授業科目は、9単位
まで卒業に必要な単位数のうちに加えることができる。

4 自由選択科目は、卒業に必要な単位数のうちに加えない。

電子情報工学科

授 業 科 目	単 位 数			
	必修	選択必修	選択	自由選択
応用数学第1		2		
応用数学第2		2		
応用数学第3		2		
応用物理学		2		
電気磁気学第1及び演習		3		
電気磁気学第2及び演習		3		
電気回路第1及び演習		5		
電気回路第2及び演習		3		
量子統計力学		2		
量子電子工学				2
半導体物性工学				2
結晶工学				2
電子物性工学第1及び演習		3		

電子物性工学第2		2	エ ネ ル ギ ー 論		2
半導体デバイス第1及び演習	3		電気機器学第1	2	
半導体デバイス第2		2	電気機器学第2	2	
オプトエレクトロニクス		2	電気機器学第3		2
画像電子デバイス	2		電気機器学第4		2
電磁波工学第1	2		電気機器設計学		2
電磁波工学第2及び演習		3	発変電工学		3
高周波工学		2	送配電工学第1	2	
光通信工学	2		送配電工学第2		2
電子回路工学第1	2		電力応用工学第1	2	
電子回路工学第2	2		電力応用工学第2		2
電子回路工学演習	1		電気材料工学	2	
画像情報論		3	高電圧工学		2
位相空間論	2		原子力工学		2
多変量解析論		2	電気計測工学第1	2	
計算機工学第1	2		電気計測工学第2	2	
計算機工学第2		2	制御工学第1	2	
プログラミング及び演習	2		制御工学第2	2	
情報数学第1及び演習	3		システム工学	2	
情報数学第2及び演習		3	法規及び管理		1
確率論		2	電波法規		1
統計学		2	電気通信法規		2
数値解析及び演習		3	電子情報工学設計製図	2	
離散数理モデル	2		生産加工学第1	2	
信号処理工学		2	機械力学第1	2	
情報伝送工学	3		電子制御機械		2
計算機基礎論	2		電子情報工学実験第1	2	
情報制御		2	電子情報工学実験第2	2	
論理情報回路	2		電子情報工学実験第3		2
符号化論		2	電子情報工学実験第4		2
計算論		2	電子情報工学実験第5		2
人工知能基礎	2		電子情報工学実験第6		2
アルゴリズム解析		2	電子情報工学実験第7		2
データベース論		2	電子情報工学実験第8		2
意味解析論		2	電子情報工学研修第1	1	
人工知能システム		2	電子情報工学研修第2	1	
ソフトウェア工学	2		電子情報工学特論		
オペレーティングシステム		2	卒業論文	10	
プログラミング言語理論		2	○電気化学第1		2
コンパイラ構成法		2	○電気化学第2		2
非数値処理		2	○工業化学概論		3
ヒューマンインタフェイス		2	○金属工学概論		2
信頼性工学		2	○工業英語		2
パターン認識		2	職業指導		4

- 備考 1 電子情報工学特論の単位数は、必要に応じて定める。
- 2 卒業に必要な単位数
必修科目16単位及び選択必修科目34単位以上を含め84単位以上
- 3 選択科目のうち○印の授業科目は、9単位まで卒業に必要な単位数のうちに加えることができる。

- 4 自由選択科目は、卒業に必要な単位数のうちに加えない。

▶ 富山大学工学部規則の改正理由

- 1 電子情報工学科が設置されたことに伴い、所要事項を改める。
- 2 別表を整備する。

富山大学教育学部附属学校規則の一部改正

富山大学教育学部附属学校規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成元年5月26日

富山大学長 大井 信一

富山大学教育学部附属学校規則の一部を改正する規則

富山大学教育学部附属学校規則（昭和41年1月17日制定）の一部を次のように改正する。

第1条中「この規則は」の次に「、富山大学学則第11条第2項の規定に基づき」を加える。

第2条中「、学部」に附属する」を「、教育学部（以下「学部」という。）に附属する」に改める。

第8条の表の中学校の項を次のように改める。

12	40名	160名	480名
----	-----	------	------

第11条第2項中「、様式1、2及び3」を「、様式1、様式2及び様式3」に改める。

第13条第2項中「規則」を「内規」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成元年5月26日から施行し、平成元年4月1日から適用する。
- 2 第8条の表に定める中学校の総定員は、同条の表の規定にかかわらず、平成元年度及び平成2年度は、次のとおりとする。

区 分		平成元年度	平成2年度
中 学 校	普通学級	520名	500名

▶ 富山大学教育学部附属学校規則の改正理由

- 1 中学校（普通学級）の学級定員及び入学定員の改訂に伴い、所要事項を改める。
- 2 その他字句を整理する。

富山大学学則の一部改正

富山大学学則の一部を改正する学則を次のとおり制定する。

平成元年5月29日

富山大学長 大井 信一

富山大学学則の一部を改正する学則

富山大学学則（昭和59年3月12日制定）の一部を次のように改正する。

別表第1教育学部の項中「情報処理」を「情報処理
地圏環境」
に改める。

別表第1工学部の項を次のように改める。

工学部

工業化学科

- △有機工業科学
△有機合成化学
△無機工業化学

生産機械工学科

- △切削加工
△工業計測
△塑性加工

△応用物理化学
△環境化学
金属工学科
△金属材料学
△金属加工学
△鉄冶金学
△非鉄冶金学
機械工学科
△材料力学
△機械力学
△流体工学

△制御機器
化学工学科
△反応工学
△拡散単位操作
△機械的単位操作
△輸送現象
電子情報工学科
△電気システム工学
△物性デバイス工学
△計算機工学
△基礎情報工学

△熱工学
△知識情報工学
△動力熱工学

附 則

この学則は、平成元年5月29日から施行する。

▶ 富山大学学則の改正理由

国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令（平成元年5月29日文部省令第25号）の施行に伴い、別表第1を改める。

富山大学理学部国際規制物資計量管理規則の全部改正

富山大学理学部国際規制物資計量管理規則の全部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成元年5月29日

富山大学長 大井 信一

富山大学理学部核燃料物質計量管理規則

富山大学理学部国際規制物資計量管理規則（昭和56年7月17日制定）の全部を改正する。

（目 的）

第1条 本規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法律」という。）第61条の8第1項の規定に基づいて、富山大学理学部（以下「本学部」という。）における法律第61条の3第1項に定める国際規制物資の使用の承認を得た全ての核燃料物質の計量及び管理（以下「計量管理」という。）に関する事項を定め、もって核燃料物質の適正な計量管理を確保することを目的とする。

（計量管理責任者）

第2条 本学部における核燃料物質の計量管理のために計量管理責任者を置くものとする。

2 本学部における計量管理は、計量管理責任者の責任のもとに行う。

3 本学部における計量管理責任者は、理学部長とする。

（核燃料物質計量管理区域の設定）

第3条 本学部における核燃料物質計量管理区域（以下「MBA」という。）は、本学部全体をもって設定し、計量管理はこのMBAを基礎として行う。

2 本学部のMBAの符合はI γ-Rとする。

（受入れ、払出し及び廃棄に関する手続）

第4条 計量管理責任者は、核燃料物質の受入れ、払出し及び廃棄に立会い、当該受入れ、払出し又は廃棄の数量をその都度記録するものとする。

（消費、損失等に関する手続）

第5条 計量管理責任者は、消費、損失等により核燃料物質の増減が生じた場合には、当該増減の数量を毎月1回記録するものとする。

（事故損失に関する手続）

第6条 計量管理責任者は、事故により核燃料物質の損失が生じたとき又は生じたとみなされたときは、その都度数量を確定し、記録するものとする。

（記 録）

第7条 計量管理責任者は、第4条、第5条並びに第6条の記録を作成し、作成後10年間本学部に保存するものとする。

2 前項の記録には次の各号に定める事項を記録するものとする。

- (1) 在庫変動の日付
- (2) 在庫変動の原因又は理由
- (3) 受入れ又は払出し事業所名及びMBA名
- (4) 供給当事国（日米協定の新旧の区分を含む。）
- (5) 核燃料物質の種類
- (6) 核燃料物質の数量

第8条 計量管理責任者は、供給当事国ごとの核燃料物質の種類別の在庫量に関する記録を毎月1回作成

し、作成後10年間本学部に保存するものとする。

(報 告)

第9条 計量管理責任者は、法律第67条第1項及び国際規制物資の使用に関する規則第7条第19項の規定に基づく毎年1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間の報告書が当該期間の経過後1月以内に科学技術庁長官へ提出されていることを確認するものとする。

附 則

この規則は、平成元年5月29日から施行する。

▶ 富山大学理学部国際規制物資計量管理規則の改正理由

国際規制物資の使用に関する規則が改正されたことに伴い、所要事項を改正する。

富山大学工学部核燃料物質計量管理規則の一部改正

富山大学工学部核燃料物質計量管理規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成元年5月29日

富山大学長 大井 信一

富山大学工学部核燃料物質計量管理規則 の一部を改正する規則

富山大学工学部核燃料物質計量管理規則（昭和61年4月4日制定）の一部を次のように改正する。

第1条中「重要事項」を「事項」に、「もって適正な計量管理制度の確立を図る」を「もって核燃料物質の適正な計量管理を確保する」に改める。

第3条（見出しを含む。）中「物質収支区域」を「核燃料物質計量管理区域」に改める。

第4条中「そのつど」を「その都度」に改める。

第5条を次のように改める。

（消費、損失等に関する手続）

第5条 計量管理責任者は、消費、損失等により核燃料物質の増減が生じた場合には、当該増減の数量を毎月1回記録するものとする。

第6条の見出し中「対する」を「関する」に改め、同条中「そのつど」を「その都度」に改める。

第7条第1項中「保存することとする」を「保存するものとする」に改め、同条第2項中「記録には」を

「前項の記録には」に改め、同項第2号中「原因」を「原因又は理由」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 供給当時国（日米協定の新旧の区分を含む。）

第8条中「第67条」を「第67条第1項」に、「第7条」を「第7条第19項」に改め、同条を第9条とする。第7条の次に次の1条を加える。

第8条 計量管理責任者は、供給当時国ごとの核燃料物質の種類別の在庫量に関する記録を毎月1回作成し、作成後10年間本学部に保存するものとする。

附 則

この規則は、平成元年5月29日から施行する。

▶ 富山大学工学部核燃料物質計量管理規則の改正理由

国際規制物資の使用に関する規則が改正されたことに伴い、所要事項を改正する。

諸 会 議

平成元年度第2回トリチウム科学センター運営委員会
(5月12日)

(審議事項)

- (1) 平成2年度歳出概算要求について
- (2) 平成元年度学内共同利用について

第6回トリチウム科学センター将来計画専門委員会
(5月12日)

(審議事項)

- (1) 次期新センターについて

第17回トリチウム科学センター将来計画ワーキンググループ会議(5月16日)

(検討事項)

- (1) 新センターについて

平成元年度第2回授業料等減免選考委員会(5月15日)
(議 題)

- (1) 平成元年度前期分授業料免除者の選考について

平成元年度第3回補導協議会(5月15日)
(議 題)

- (1) 第34回大学祭について
- (2) 文化サークル連合からの申入れについて

平成元年度第2回入学試験管理委員会・第2回入学者
選抜方法研究委員会の合同委員会(5月16日)

(審議事項)

- (1) 平成2年度富山大学入学者選抜試験に係る検討事項について

第7回総合大学院検討委員会(5月18日)
(議 題)

- (1) 総合大学院問題について

第13回学長候補者選挙管理委員会(5月19日)
(議 題)

- (1) 学長候補者選挙選挙記録の作成について

平成元年公開講座第6回委員会(5月22日)
(議 題)

- (1) 富山県民生涯学習カレッジとの連携講座について

平成元年度第1回国際交流委員会(5月26日)
(審議事項)

- (1) 平成元年度の国際交流事業基金予算案について
- (2) 平成元年度国際交流事業基金による各種事業の採択について

平成元年度第1回大学院委員会(5月26日)
(審議事項)

- (1) 平成2年度富山大学大学院理学研究科(修士課程)及び工学研究科(修士課程)学生募集要項について

平成元年度第3回評議会(5月26日)
(審議事項)

- (1) 平成2年度富山大学入学者選抜試験の実施に伴う基本方針について
- (2) 富山大学学則の一部改正について
- (3) 富山大学工学部規則の一部改正について
- (4) 富山大学教育学部附属学校規則の一部改正について
- (5) 富山大学大学入試センター試験実施委員会規則の制定について
- (6) 富山大学黒田講堂管理運営検討委員会(仮称)の設置及び同検討委員会要項(案)について

第2回情報処理センター運営委員会(5月30日)
(審議事項)

- (1) 平成2年度歳出概算要求について

学 事

平成元年度科学研究費補助金交付内定者

研究種目	研究代表者			研究課題	配分予定額(千円)		
	所属	職	氏名		平成元年度	平成2年度	平成3年度
重点領域研究	教養部	教授	森 克徳	高温超伝導体の伝導散乱機構の研究	2,000		
〃	理学部	助手	飯田 敏	高エネルギー高輝度X線用結晶モノクロメーターの製作	1,300		
〃	教養部	助教授	石川 義和	アクチナイド化合物の結晶磁気異方性	1,600		
〃	理学部	助手	吉田 尚弘	陸生生物と地表水の酸素同位体比の相関変動	2,000		
総合研究(A)	人文学部	教授	秋山 進午	北陸地方における古代手工業生産史の研究	1,000		
一般研究(A)	教養部	助教授	竹内 章	陸上碎屑性堆積物の絶対年代測定, とくに線量年代測定法に関する研究	2,100		
一般研究(B)	理学部	教授	鳴橋 直弘	ヘビイチゴ属の種分化と進化	1,000		
〃	理学部	教授	赤羽 賢司	星間分子の高励起状態の研究	1,000	1,000	
〃	理学部	教授	杉田 吉充	ペンデル振動にもとづく静的デバイワラー因子測定による結晶 構造の研究	800		
〃	理学部	教授	佐藤 清雄	4f電子系化合物の物性とエネルギーバンド構造の研究	6,500	400	
〃	理学部	助教授	道端 齊	ホヤの血球細胞から抽出したバナジウム結合物質(バナードピン)の生理学的役割	4,100	2,000	
一般研究(C)	人文学部	教授	河村 貞枝	イギリスにおける婦人参政権運動の一考察 -「婦人参政権協会国民同盟」をめぐって	600	400	
〃	理学部	助教授	川崎 一郎	海洋マントルの方位異方的トモグラフィ	500	500	
〃	理学部	教授	小嶋 學	ウニ未受精卵から酸性海水により抽出される卵 割体物質の 分離精製	600		
〃	理学部	教授	小黑 千足	ヘビ類の副腎による血清Na, Kおよびグルコース濃度の調節	700		
〃	教養部	教授	藤井 昭二	河岸段丘および火山地質からみた飛騨山脈の隆起の時期	400	400	
〃	教育学部	教授	永野 弘	超伝導近接効果による広温度範囲温度計	500		
〃	教育学部	教授	神谷 重徳	脳波・誘発電位を示標とする知的障害児の教授・学習法の 研究	1,300		
〃	教育学部	助教授	深井 甚三	加賀藩在町の社会構造と住民生活の研究 越中井波町を対象に	1,300		
〃	人文学部	助教授	檀上 寛	中国近世の国家構造と支配イデオロギーに関する総 論 研究	1,600		
〃	人文学部	教授	藤本 幸夫	日本現存朝鮮古刊本の調査とその語学的・ 書 術 研究	1,000		
〃	人文学部	助教授	磯部 彰	「五天竺」と皮影戲「西遊記」-日中民間芸能の比較 研究	1,100		

一般研究 (C)	理学部	教授	鈴木 正昭	Z変数の複素力学系の研究	1,700		
〃	理学部	助教授	松島 房和	DFB型半導体レーザーによる分子の禁制遷移の研究	2,100		
〃	理学部	助教授	田口 茂	溶媒可溶性メンブランフィルターを用いる水中の微量成分の濃縮と定量	1,600		
〃	理学部	助教授	氏家 治	上野玄武岩類の岩石化学的研究	1,500		
〃	理学部	教授	松浦 郁也	メタンの酸化カップリングによるエチレンの合成	1,500		
〃	経済学部	教授	田中 祥子	オプション評価モデルの経営財務への応用	600	300	
〃	教育学部	助教授	諸岡 晴美	衣服内気候可変型防寒着の開発に関する基礎研究	1,600		
〃	教育学部	教授	山地 啓司	階段を用いた運動プログラム作成のための基礎的研究	1,800		
〃	教育学部	助教授	高橋 春成	再野性化家畜に関する地理学的研究	800		
奨励研究 (A)	経済学部	助教授	柳川 洋一	地方都市住民の病院評価基準に関する研究	800		
〃	教育学部	講師	廣瀬 信	世紀イギリス科学技術教育政策の研究—科学技芸局の政策を中心に—	800		
〃	人文学部	助教授	釘貫 亨	有坂秀世「音韻論」におけるプラハ学派 翻の形態とその影響に関する研究	1,100		
〃	経済学部	助教授	長井 長信	規範的構成要件要素とその錯誤（特別刑法を中心として）	800		
〃	理学部	助教授	池田 栄雄	反応-拡散方程式系における進行波解の存在安定性	800		
〃	理学部	助手	笠原 一世	金属錯イオンを対イオンとするイオン会合体の抽出・分配・吸着に関する基礎的研究	900		
〃	理学部	助手	田村 典明	光合成酸素発生複合体におけるマンガン原子の配位部位の同定	900		
〃	教育学部	助教授	神川 康子	日常生活における脳幹賦活力の測定（ α -attenuationの観察）	900		
〃	人文学部	講師	水内 俊雄	重工業労働者の社会空間；八幡製鉄所労働者の分析を通じて	800		

国際交流事業基金による各種事業の採択について

このたび、平成元年度本学国際交流事業基金による各種事業に次のとおり24件が採択されました。

なお、富山大学国際交流事業後援会は、昭和63年9

月30日に解散しましたが、その後も引き続き、国際交流事業基金への寄附を庶務課庶務係において受け付けていますので、御寄附下さる方は、お申し出下さい。

○第1種海外派遣事業(A)（遼寧大学）

部局	職	氏名	派遣期間	研究課題
教養部	教授	桂木 健次	元. 8.29～元. 10. 3 (36日間)	中国における近代化と環境問題への対応について

○第1種海外派遣事業(B)

部局	職	氏名	派遣期間	訪問先	研究課題
人文学部	助教授	小川洋通	元.12.11～元.12.24 (14日間)	カリフォルニア大学 ロサンゼルス校 バークレイ校(アメリカ合衆国)	現代英語の記述的研究
教育学部	助教授	丹羽洋介	元. 9.20～元.10. 3 (14日間)	アンジェロ・ガット氏の工房 (イタリア)	イタリアにおける伝統的 モザイク技法の研究
教養部	教授	小島 覺	元. 8.12～元. 8.28 (17日間)	ウプサラ大学植物生態学研究所 (スウェーデン)	北方系針葉樹林群落の分類及び 生態的特性の解明

○第2種招へい事業(A) (遼寧大学)

受入れ教官			招へい期間	招へい研究者		研究課題
部局	職	氏名		氏名	所属・職名	
理学部	教授	小嶋 學	元. 9. 1～元.11.30 (91日間)	肖 增枯	生物系主任 副教授	脊椎動物についての生態学的研究

○第2種招へい事業(B)

受入れ教官			招へい期間	招へい研究者		研究課題
部局	職	氏名		氏名	所属・職名	
理学部	助教授	尾島十郎	元. 8.25～元. 8.27 (3日間)	GARRATT, ピーター Peter, ジョセフ Joseph	ロンドン大学 準教授(英国)	大環状共役化合物の合成と 性質に関する研究

○第3種外国人留学生への奨学事業

氏名	性別	年令	国籍	所属学部・学科	身分	指導教官	留学期間
鄭 廷 棟	男	26	台 湾	工学部電子工学科2年	正規生	袋谷賢吉助教授	63. 4. 1～ 4. 3.31
許 瀾 民	男	19	マレーシア	経済学部経済学科1年	〃	森蘭英輔教授	元. 4. 1～ 5. 3.31
黄 淑 芬	女	24	台 湾	経済学部経営学科1年	〃	〃	〃
霍 潔 虹	女	24	香 港	〃	〃	〃	〃
藍 建 華	男	26	中 国	〃	〃	〃	〃
林 潔 宝	女	20	マレーシア	〃	〃	〃	〃
林 美 山	男	21	マレーシア	〃	〃	〃	〃
李 文 豊	男	21	マレーシア	工学部電子情報工学科1年	〃	藤田 宏教授	〃
任 建 宏	男	31	中 国	人文科学研究科	研究生	小澤 浩教授	元. 4. 1～ 2. 3.31
應 廣 建	男	33	中 国	人文学部	〃	三寶政美教授	〃

○第3種外国人留学生への宿舍費補助事業

氏名	性別	年令	国籍	所属学部・学科	身分	指導教官	留学期間
許 瀾 民	男	19	マレーシア	経済学部経済学科1年	正規生	森蘭英輔教授	元. 4. 1～ 5. 3.31

HALIM HAMDAN	男	19	マレーシア	経済学部経営学科1年	正規正	武井 勲教授	元. 4. 1～5. 3.31
霍 潔 虹	女	24	香 港	〃	〃	森蘭英輔教授	〃
藍 建 華	男	26	中 国	〃	〃	〃	〃
林 潔 宝	女	20	マレーシア	〃	〃	〃	〃
SAFRI ABDULLAH	男	19	マレーシア	工学部電子情報工学科1年	〃	藤田 宏教授	〃
李 文 豊	男	21	マレーシア	〃	〃	〃	〃
應 廣 建	男	33	中 国	人 文 学 部	研究生	三寶政美教授	元. 4. 1～2. 3.31

国立大学・学部附属学校等教官海外教育事情視察の派遣決定者

所 属	職	氏 名	派 遣 期 間	派 遣 国
附属幼稚園	教頭	杉谷利枝子	平成元年10月20日 ） 平成元年11月13日	チェコスロバキア、スイス、カナダ、オーストリア、フランス、アメリカ合衆国

人 事 異 動

異動区分	発令年月日	氏 名	異動前の所属官職	異 動 内 容	任命権者
採 用	元. 6. 1	小田木治太郎		事務補佐員(人文学部・理学部)	富山大学長
	〃	小 林 和 代		事務補佐員(工学部)	〃
昇 任	〃	菊 田 健 作	助教授(経済学部)	教授(経済学部)	文 部 大 臣
	〃	大 野 正 道	助教授(経済学部)	教授(経済学部)	〃
配 置 換	元. 5. 16	黒 田 正 男	入学主幹	東京商船大学厚生課長	〃
	〃	村 山 年 男	秋田工業高等専門学校庶務課長	入学主幹	〃
	元. 6. 1	濱 野 松 男	厚生課奨学係奨学主任	庶務部庶務課文書係文書主任	富山大学長
退 職	〃	高 安 芳 枝	技能補佐員(庶務部庶務課電話交換手)	平成元年5月31日限り退職した	〃
辞 職	元. 5. 31	福 田 豊	文部事務官(教育学部)	辞職を承認する	〃
	〃	川 越 司	文部技官(施設課)	辞職を承認する	〃
併 任	元. 5. 2	三 寶 政 美	教授(人文学部)	人文学部長・評議員(～平3.5.1)	文 部 大 臣
	〃	吉 田 清	教授(人文学部)	評議員(～平 3. 5. 1)	〃
	〃	小 谷 仲 男	教授(人文学部)	評議員(～平 3. 5. 1)	〃
	〃	後 藤 克 己	教授(理学部)	評議員(～平 3. 5. 1)	〃
	〃	松 本 賢 一	教授(理学部)	評議員(～平 3. 5. 1)	〃
	元. 5. 9	瀧 澤 弘	教授(教養部)	学生部長・評議員(～平3.5.8)	〃
	元. 5. 21	宮 下 和 雄	教授(工学部)	地域共同研究センター長(～平3. 5. 20)	〃

	元. 6. 1	加 瀬 正二郎	教授 (教育学部)	評議員 (～平3. 5. 31)	文 部 大 臣
	”	田 中 晋	教授 (教育学部)	評議員 (～平3. 5. 31)	”
	”	多 々 静 夫	教授 (工学部)	評議員 (～平3. 5. 31)	”
	”	時 澤 貢	教授 (工学部)	評議員 (～平3. 5. 31)	”
公の名称 の 変 更	元. 5. 29	武 暢 夫	経営短期大学部主事	経営短期大学部部长	”

学 内 諸 報

永 年 勤 続 者 の 表 彰

平成元年度富山大学永年勤続者表彰式が、5月31日(休)午前11時から事務局大会議室において行われた。

表彰式には、各部局長等多数が列席され、35年勤続及び20年勤続の1人1人に、大井信一学長から表彰状並びに記念品が贈られ、引き続き学長の祝辞があり、これに対して被表彰者を代表して藤井昭二教授から謝辞が述べられた。

閉式後、同会議室において、永年勤続者を囲み祝賀会が催され、和やかな雰囲気の中に終了しました。

表彰された方々は、次のとおりです。

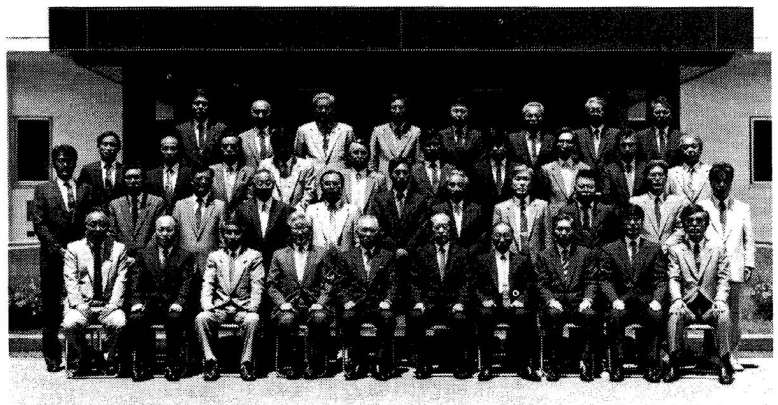
○35年勤続 (6名)

教育学部	文部教官	杉 本 啓 郎
”	文部事務官	渡 辺 国 男
工学部	文部教官	田 中 久 弥
教養部	”	藤 井 昭 二
”	”	吉 田 和 夫
”	文部事務官	泉 三 郎

○20年勤続 (26名)

庶務部	文部事務官	齐 藤 純 一
経理部	”	高 邑 英 市
”	文部技官	松 永 良 成
施設課	”	奥 井 信 夫
学生部	文部事務官	大 西 光 男
教育学部	文部教官	佐 々 木 浩
”	”	泉 野 佐 一
”	”	穴 山 彊
”	文部技官	堀 田 幸 信

教育学部	文部事務官	佐 野 勤
”	文部教官	北 岡 勝
”	”	館 森 照 明
理学部	”	水 谷 義 彦
”	”	尾 島 十 郎
”	”	平 山 実
”	”	山 口 晴 司
”	”	増 田 恭 次 郎
”	”	東 軒 克 夫
工学部	”	小 林 信 之
”	”	川 田 勉
”	”	島 崎 利 治
”	文部技官	篠 田 操
”	”	大 山 達 雄
”	”	柴 田 幹
教養部	文部教官	塚 崎 幹 夫
”	文部事務官	能 手 哲 治



海 外 渡 航 者

渡航の種類	所 属	職	氏 名	渡 航 先 国	目 的	期 間
外国出張	人文学部	教 授	山口 博	中華人民共和国	古代和歌における中国詩の影響の研究	元. 5. 15 } 元. 5. 23
	理学部	学部長 教 授	小黒 千足	スペイン ポルトガル	第11回国際比較内分秘学会に 出席及び情報交換・研究打合 せ	元. 5. 12 } 元. 5. 22
	”	助教授	庄子 仁	デンマーク	北極圏における雪氷コアによ る比較氷河観測	元. 5. 4 } 元. 7. 2
	教養部	助教授	竹内 章	中華人民共和国	日中地震予知共同研究におけ る研究打合せ及び野外調査	元. 5. 27 } 元. 6. 21
海外研修旅行	理学部	助教授	笹山 雄一	スペイン ポルトガル	第11回国際比較内分秘学会に 出席及び情報交換・研究打合せ	元. 5. 12 } 元. 5. 22

職 員 消 息

◀新任者住所▶

工 学 部

事務補佐員 東 三千代

(塑性加工・
輸送現象)

教 養 部

教 授 神垣 知夫

(物理学)

講 師 井上 逸兵

(英 語)

講 師 上野 隆三

(中国語)

文部事務官 宮尾 幸一

(庶務係)

文部事務官 小林 司

(教務係)

臨時用務員 島崎 博

(会計係)

教務補佐員 大平 豊

(化 学)

附属図書館

事務補佐員 小田木治太郎
(閲覧係)

事務補佐員 京田 典子
(閲覧係)

文部事務官 織田 世起
(学務係)

理 学 部

教 授 水谷 義彦
(陸水学)

◀住所変更▶

事 務 局

文部事務官 松本 修一
(学事調査係)

工 学 部

講 師 小原 治樹
(制御機器)

人文学部

教 授 藤本 幸夫
(朝鮮語・
朝鮮文学)

教 養 部

助 教 授 岡村 信孝
(哲 学)

文部事務官 稲垣 克己
(会計係)

 主 要 行 事

本	部
---	---

5月

4～5日 第14回体育祭

9日 学内共通経費所要額調書ヒアリング

9～12日 平成元年度国立学校等幹部職員研修(課長級)(於:国立オリンピック記念青少年総合センター)

10日 国立大学協会第6常置委員会
(於:国立大学協会)

定期健康診断(教養部)

11日 部局長懇談会

14日 第14回体育祭

15日 国立大学事務局長会議(於:学士会館)

第2回授業料等減免選考委員会

15～16日 X線間接撮影

16日 日本育英会事務協議会

(於:名古屋産業貿易会館)

第2回入学試験管理委員会・第2回入学者
選抜方法研究委員会の合同委員会

17日 定期健康診断(人文学部・理学部)

18日 総合大学院検討委員会

中部地区学生補導研究会第33回総会

(於:石川厚生年金会館)

18～19日 X線間接撮影

19日 学長候補者選挙管理委員会

19～20日 全国国立大学工学系学長懇談会(於:大阪
大学)

19～21日 第14回体育祭

- 22日 公開講座委員会
 23日 東海北陸地区国立大学学生部長会議
 (於：金沢大学)
 24日 文部省共済組合主管課長会議
 (於：東京青山会館)
 25～26日 国立学校等経理部課長会議
 (於：東京医科歯科大学)
 大学院委員会
 国際交流委員会
 第3回評議会
 29日 温窓会役員会
 第50回国立大学学生部次長協議会
 (於：東京ガーデンパレス)
 30日 平成元年度国立大学学生部次長・課長、国立高等専門学校学生課長会議
 (於：東京医科歯科大学)
 30～31日 国立大学入学者選抜研究連絡協議会第10回大会(於：国立教育会館)
 30日～ 第34回大学祭(6月5日まで)
 31日 本学創立記念日
 職員永年勤続者表彰

人文学部

- 5月2日 教育実習委員会
 8日 学部入学者選抜方法検討委員会
 事務連絡会
 10日 就職説明会
 教育実習説明会
 教授会
 人事教授会
 各コース対抗ソフトボール・バレーボール大会
 12日 学部補導委員会(持ち回り)
 17日 学生定期健康診断
 紀要委員会
 18～19日 第30回15大学人文系学部長会議(於：埼玉大学)
 19日 学部補導委員会(持ち回り)
 24日 教授会
 人事教授会
 人文科学研究科教務等検討委員会

教育学部

- 5月9日 学部予算委員会
 学部入学者選抜方法検討委員会
 10日 学部教務委員会
 教授会
 人事教授会
 11～12日 日本教育大学協会学長・学部長等連絡協議会(於：箱根町)
 15日 附属学校運営委員会
 16日 学部職業補導委員会
 17日 学部予算委員会
 教授会
 人事教授会
 22～23日 日本教育大学協会北陸地区評議会
 (於：金沢大学)
 23日 附属幼稚園幼児教育研究会
 23～24日 附属小学校教育研究発表会
 25～26日 日本教育大学協会北陸地区技術・職業・職業補導部門研究協議会(於：福井市)
 全国国立大学教員養成学部事務長協議会
 (於：茨城大学)
 27日 全国国立大学附属学校連盟校園長会総会・部会(於：東京都)
 28日 全国国立大学附属学校連盟代議員会(於：東京都)
 30日 附属学校園合同避難訓練
 学部入学者選抜方法検討委員会

経済学部

- 5月8日 係長会議
 10日 学部教務委員会
 学部入学方法検討委員会
 人事教授会
 教授会
 11日 学部将来構想検討委員会
 12日 係長会議
 15日 学部入学方法検討委員会
 16日 コンピュータ管理運営委員会
 「昼間主コース」学部就職説明会
 17日 学部入学方法検討委員会

人事教授会

(於：大分大学)

教授会

29日 学部補導委員会

18日 学部補導委員会(持ち回り)

19日 親睦会総会

23日 係長会議

24日 論集委員会

学生定期健康診断

25日 「夜間主コース」学部就職説明会

25~26日 春季国立11大学経済・経営学部長及び事務
長会議(於：大分大学)

29日 係長会議

理 学 部

5月8日 事務連絡会

9日 学部入試改善委員会

10日 教授会

理学研究科委員会

人事教授会

15日 有機微量分析装置運営委員会

17日 学生定期健康診断

24日 動物実験委員会

第6回国立15大学理学部事務長会議(於：
山口大学)

25~26日 国立15大学理学部長会議(於：山口大学)

29日 ガラス工作室運営委員会

工 学 部

5月8日 学部教務委員会

9日 入学試験検討委員会

編入学委員会

10日 教授会

大学院工学研究科委員会

17日 北陸信越工業教育協会富山県支部幹事会

学部補導委員会

22日 入学試験検討委員会

学部教務委員会

23日 学部改革検討委員会

24日 教授会

専任教授会

25~26日 第39回国立大学工学部長会議

教 養 部

5月2日 補導委員会

8日 視聴覚教育委員会

10日 将来計画委員会

11~12日 全国国立大学教養(学)部長会議・同事務
協議会(於：山形大学)

17日 人事教授会

教授会

24日 予算委員会

教授会

30日 教務委員会

附 属 図 書 館

5月1日 係長事務打合せ会

2日 図書館業務電算化ワーキンググループ打合
せ会

23日 第3回図書館増築に伴う検討小委員会

24日 北陸地区国立大学附属図書館システム化担
当職員打合せ会(於：金沢大学附属図書館)25日 第58回富山県図書館協会定期総会
(於：富山県立図書館)29日 平成元年度国立大学附属図書館事務部課長
会議(於：東京医科歯科大学)

31日 係長事務打合せ会

トリチウム科学センター5月12日 第6回トリチウム科学センター将来計画専
門委員会平成元年度第2回トリチウム科学センター
運営委員会16日 第17回トリチウム科学センター将来計画ワー
キンググループ会議

22日 R・I特別健康診断

地域共同研究センター

- 5月9日 富山県及び(財)日本テクノマート関係者視察
- 23日 地域共同研究センター運営委員会
- 24日 山形県関係者視察

- 15日 X線間接撮影 (学部女子学生)
- 16日 X線間接撮影 (学部女子学生)
- 17日 定期健康診断 (人文, 理学部 3, 4年生, 大学院生)
- 18日 X線間接撮影 (学部女子学生)
- 19日 X線間接撮影 (学部男子学生)
- 24日 定期健康診断 (経済学部 3, 4年生)

保健管理センター

- 5月10日 定期健康診断 (教養部 2年生)

資 料

昭和63年度卒業生産業別就職状況

(平成元年5月1日現在)

産 業 別		学 部					合 計	産 業 別		学 部					合 計
		人 文 学 部	教 育 学 部	経 済 学 部	理 学 部	工 学 部				不 動 産 業	運 輸 通 信 業	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	医 療 保 健 業	法 務 教 育	
農 ・ 林 ・ 漁 業								不 動 産 業		2	2				4
鉱 山 業								運 輸 通 信 業		4		9	1		14
建 設 業		5	2	14	1	5	27	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業				3		3	6
製 造 業	食 料 品 ・ た ば こ 製 造 業	1		6	6	1	14	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業		4		12	1	3	20
	織 維 工 業				2	2	4	医 療 保 健 業				5		6	11
	衣 服 ・ そ の 他 の 織 維 製 品							法 務 教 育							
	出 版 ・ 印 刷 同 関 連 産 業		3	3		3	9	宗 教							
	化 学 工 業	1		2	10	11	24	非 営 利 的 団 体			3				3
	石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品							情 報 処 理		22	10	43	30	16	121
	鉄 鋼 業				1	5	6	そ の 他 の サ ー ビ ス 業		25	9	13	1		48
	非 金 属 製 造 業		1	1		3	5	計		47	22	56	31	16	172
	金 属 製 品 製 造 業			5	2	11	18	教 育		20	135	3	33	2	193
	一 般 機 械 器 具		1	3	7	17	28	公 務							
電 気 機 械 器 具	5	3	9	6	60	83	国 家 事 務		3	4	7	5	3	22	
輸 送 用 機 械 器 具			3		27	30	地 方 事 務		13	9	26	3		51	
精 密 機 械 器 具				5	3	8	計		16	13	33	8	3	73	
そ の 他 の 製 造 業	3		12	8	13	36	上 記 以 外 の も の					3		3	
計	10	8	44	47	156	265	合 計		137	192	264	128	203	924	
卸 小 売	卸 売 業	7	1	18		10	36	規 模 別 就 職 先							
	小 売 業	19	6	20		2	47	大 企 業 (従 業 員 数 300 人 以 上)		62	20	181	67	162	492
金 融 保 險 業	計	26	7	38		12	83	中 企 業 (従 業 員 数 30 ~ 299 人)		32	10	40	16	33	131
	銀 行 信 託 業			23	1		24	小 企 業 (従 業 員 数 29 人 以 下)		6	11	7	1	2	27
	証 券 業 ・ 商 品 取 引 業	6	3	11			20	企 業 以 外		37	151	36	44	6	274
	保 險 業			14	2		16								
	そ の 他 の 金 融 ・ 保 險 業	1		11	1		13								
計	7	3	59	4		73									

編 集 富山大学庶務部庶務課
富山市五福3190
印刷所 第一共同印刷株式会社
富山市太郎丸1220-2
電話 (21) 0196